

大原社研所蔵軍法会議記録と 検察庁保管軍法会議記録

廣畑 研二

はじめに

- 1 陸軍高等軍法会議上告事件判決要旨と上告事件謄本綴り
- 2 川内唯彦のケース
- 3 その他の大原社研所蔵軍法会議資料
- 4 軍法会議記録の保管履歴

おわりに

はじめに

2014年8月25日、法務省刑事局は、旧法制下の軍法会議記録に関する記者発表を行い、翌日の新聞各紙は、刑事局の発表をほぼ同様な内容で報じた。その概要は次のとおりであった。注意を要する点について下線を付す。「東京地方検察庁をはじめ、全国12の地方検察庁が保管する軍法会議記録につき、2015年度から国立公文書館への移管作業を進める。軍法会議記録が検察庁に残っている経緯は不明。当初は約2年間をかけて、東京地検保管記録から移管作業を進め、2017年度以降その他の地方検察庁保管記録の移管作業を行う。分量はおよそ1200簿冊。この中には、現存することが既に知られている二・二六事件記録67簿冊を含むが、死刑判決記録は100年保管の規定があるため、二・二六事件記録については死刑判決以外の被告人の記録から移管作業を進める。国立公文書館は、検察庁から移管された記録につき、個人情報の審査を経たうえで一般公開の準備を進める。審査には移管から1年以上かかる場合もある」（『東京新聞』報道より要約）。

報道のとおり、二・二六事件記録が東京地検に保管されていた事実は、北博昭氏と伊藤隆氏によって約20年前に明らかにされた。その後2011年7月、松本一郎編・解説『陸軍軍法会議判例集』全4巻（緑蔭書房）が刊行されるまで、軍法会議記録の体系的な研究は、管見の限りでは、ほとんどなされて来なかったようだ。社会運動史に関係する軍法会議では、大杉栄、伊藤野枝、^{たちばなむねかず}橘宗一の3人が憲兵隊に惨殺された、関東大震災直後の甘粕事件の第1師団軍法会議が知られているが、この裁判については公判調書はおろか、判決原文でさえ不明であったのが実状である。我妻栄編集代表『日本政治裁判史録／大正』（第一法規、昭和44年）が収録した判決文は、『法律新聞』（大正12年12月18日付）掲載文の複製だが、その『法律新聞』掲載文は、裁判長の判決朗読を記者が傍聴速記したことによるものか、文意の通じない部分や法令用語そのものの誤記も散見される。例えば判決の文脈では「公訴」という語を使うべきなのに、一審判決にもかかわらず「控訴」という語を

使い、「判示」でなければならない用語を、「犯事」とするなど、傍聴速記による誤聞としか考えられない同音異義語の混乱がある。甘粕裁判ではよく言及される山根倬三著『問題の人甘粕正彦』（小西書店、大正13年）に収録された判決文も、『法律新聞』掲載文の要約にすぎない。前掲『陸軍軍法会議判例集』第1巻「陸軍軍法会議判決録」には、甘粕裁判判決文も収録されたが、これは近衛師団法務官試補松島邦夫が私的に筆写したもので、陸軍用箋も用いられておらず、被告人姓名を誤記するなどの瑕疵もある。甘粕裁判に関しては、私文書二次資料と言わざるを得ない。

そこで、筆者は上記の報道を受け、ただちに甘粕事件軍法会議の記録存否を、法務省刑事局と東京地検に照会し、閲覧申請をおこなった。筆者は大正期の政治裁判記録について、これまで複数の検察庁で記録原本を閲覧した経験を有するが、甘粕裁判の記録が検察庁に保管されているのか否か、上記報道に接するまで思いが及ばなかったのであった。

既に閲覧をすませた結論から述べると、東京地検には甘粕裁判の公判調書は現存せず、判決謄本のみでの保管であったが、カタカナ表記と平仮名表記の相違を別にしても、『法律新聞』掲載判決文とは数十ヶ所の異同があった。記者の傍聴速記による同音異義語の混乱と推定した用語は、やはり判決謄本では「公訴」「判示」であった。よって、判決謄本など公文書一次資料に基づく研究は、事件から90年を経てようやく緒に就いたことになる。

ところが東京地検から閲覧許可の通知を待つ間、『大原社会問題研究所雑誌』（法政大学大原社会問題研究所、以下大原社研）No.494・495（2000.1・2）に収録された「所蔵図書・資料」を通覧したところ、甘粕裁判記録とおぼしき軍法会議資料の所蔵について言及されていたことに初めて気づいたのであった。すぐに資料の照会と閲覧を申請した。過去に部外研究者の閲覧実績がないとのことであった。筆者はこれまで、大原社研が所蔵する社会運動史に関する刑事訴訟予審調書の弁護士写しを複数利用させて貰っていたのだが、筆者と同様に、他の研究者もまた、大原社研の軍法会議記録には関心を寄せなかったのである。追調査の結果、大原社研元所長の二村一夫氏が、日弁連（日本弁護士連合会）の機関雑誌『自由と正義』（1990年8月号）において、甘粕裁判の記録を所蔵していることに言及されていたのだが、部外研究者に遡及しなかったようだ。二村氏の論題は、「法政大学大原社研所蔵の裁判記録について」。

東京地検での記録閲覧の前に、大原社研に出向いて実査した。大原社研所蔵の軍法会議記録は、古書店「都立書房」から購入したものであった。購入時期は不明とのことだが、二村氏が言及した以上、25年以上前である。「都立書房」は、近現代史の一次資料に造詣の深い古書店として知られている。現物は美濃和紙の陸軍用箋が用いられた判決謄本であり、どこから見ても本物としか見えない。陸軍法務官や録事（裁判所の書記官にあたる官職名）などの、軍法会議関係者が私蔵していたものが、古書市場に流出したのだろうか。謄本作成日は大正12年12月12日。判決言い渡しの12月8日から4日後である。軍法会議一審の上告期限は判決から3日。判決確定後に作成されたものならば、この謄本作成日にも資料の信憑性が感じられる。その陸軍用箋の裏面にはカーボン紙を用いて複製した痕跡があり、少なくとも2部作成された謄本のうちの1枚目であることが分かる。ガラスペンのような筆記具を用いたものと思われる。デジタルカメラでの撮影を許可され、その写しを持って、東京地検保管記録の閲覧に出掛けたのであった。もしも、東京地検が保管している判決謄本と大原社研所蔵謄本とが完全に一致したならば、同時に複数部数が作成されたカーボン複写の

かたわれということになる。

後日、勇んで東京地検に出掛け、地検保管の判決謄本と照合したのだが、地検が保管する謄本の作成日は、大正12年12月11日。作成日が異なる。文面はほとんど同じであったが、筆跡も異なる。ただし、美濃和紙の陸軍用箋は完全に同じもので、和綴じ簿冊の綴じ方も同じであった。どちらも本物の判決謄本なのだが、新たな謎が生じてしまった。後日に改めて複写物を入手し、再度大原社研所蔵記録との比較分析作業をする必要に迫られたのであった。

結論から述べると、大原社研購入記録は、普通裁判所では大審院に相当する高等軍法会議の録事が作成した判決謄本であった。平時の陸軍軍法会議は、一審の師団軍法会議と上告審にあたる高等軍法会議の二審制であり、大原社研購入記録は、上告審の判例研究資料として編綴されたものであった。しかしながら、甘粕裁判は一審で確定したとされている。この記録がなにゆえに高等軍法会議で謄本が作成され、上告事件集に編綴されたのか？さらなる謎解きをしなければならない。

1 陸軍高等軍法会議上告事件判決要旨と上告事件謄本綴り



大原社研所蔵軍法会議記録。①上告事件判決要旨（右）、②上告事件謄本綴り 5冊（左）

前掲大原社研雑誌の「所蔵図書・資料」の記述、及びウェブサイトの「戦前期原資料インデックス」のデータでは資料の詳細が分からないが、右の上告事件判決要旨と左の上告事件謄本綴りの2種の資料が揃ったところに資料価値がある。謄本綴りのうち、大正11年分と昭和2年分が欠けているのは残念だが、この上告事件謄本に基づき、右の判決要旨が編纂されたのである。編纂したのは、陸軍高等軍法会議裁判部。

①陸軍高等軍法会議上告事件判決要旨 自大正11年 至大正14年

②上告事件謄本綴り 大正12年、大正13年、大正14年、大正15年、昭和3年

改正陸・海軍軍法会議法が施行されたのは、大正11年4月。上告審たる陸軍高等軍法会議は、近衛師団、朝鮮軍、関東軍、台湾軍を含む常設師団軍法会議に対し、改正軍法会議法に則った判例法を示す必要がある。上記①判決要旨も、内容を見ると「大正11年・12年分」と「大正13年・14年分」の2冊を合冊したものであり、改正法施行初年度と2年目を経過した時点で、まず最初の判決要旨の編纂が迫られたことが分かる。各師団軍法会議には、法曹資格を有する法務官が複数人員配置されている。この①判決要旨本文は謄写刷りなので、各師団軍法会議の法務官用に複製配布され、裁判実務に供されたであろう。改正陸軍軍法会議法第423条は、「上告ハ法令違反ヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得」と定めている。被告人の出廷を求める事実調べはしない。提出された上告趣意書につき、高等軍法会議は、相当の理由があると判断したときには原審に差し戻すか、又は別の軍法会議に移送し、理由がないと判断したときには上告を棄却する。

下級審たる師団軍法会議法務官は、いかなる場合に上告理由が認められ、いかなる場合に認められないか、具体的な上告審判例を精査することにより、改正軍法会議法を円滑に運用しなければならぬ。大原社研が所蔵する2種の資料は、改正法施行後の、陸軍軍法会議の運用実態を明らかにする公文書一次資料である。以下、具体的に資料の内容を示す。

① 陸軍高等軍法会議上告事件判決要旨 自大正11年 至大正14年

ここには、大正11年から大正14年までに上告判決が下された計82の事件に関する上告審の判決要旨が、適用法令条文ごとに摘録されている。「大正11年・12年分」では、陸軍刑法、刑法、電信法、警察犯処罰令、銃砲火薬類取締法施行規則、陸軍軍法会議法の順に列挙された。中でも最も多い事例は軍法会議法の解釈に関する判例。改正法施行に伴い、この判決要旨の編纂が迫られたことがよく分かる。「大正13年・14年分」には、群馬共産党事件に連座した藤田悟の出版法違反事件が、上告棄却例として摘録されている。

年次別の件数は以下のとおり。括弧内に上告受理番号を示す。受理番号総数と要旨件数が一致しないのは、欠号があるからである。欠号の理由は幾つか考えられる。いったん上告申立がなされれば受理番号が発生するが、のちに上告が取り下げられた場合、判決は下されず、自ずと受理番号に欠号が生ずる。また、上告趣意書不提出による上告棄却決定の場合、判決要旨として摘録する意味はない。この他、上告審判決が翌年にずれ込み、当年度（大正14年分）の判決要旨編纂に間に合わない事例もある。欠号の割合は約15%。一審判決総数を詳らかにしえないので、参考資料として同年次の軍法会議処刑（被告）人数を示す。処刑人数データは、昭和23年9月、厚生省復員局が編纂した『陸軍軍法会議廃止に関する顛末書』『別紙第23』による。同調書も、前掲『陸軍軍法会議判例集』全4巻（緑蔭書房）に復刻収録された。

大正11年分 22件（大正11年（上）第1号～第25号）同年の処刑人数 1098人

大正12年分 30件（大正12年（上）第1号～第33号）同年の処刑人数 949人

大正13年分 19件（大正13年（上）第1号～第23号）同年の処刑人数 957人

大正14年分 11件（大正14年（上）第1号～第15号）同年の処刑人数 874人

摘録された上告事件判決要旨には、上告受理番号の他、高等軍法会議判決日、被告人姓名も実名で記されている。まさしく、軍法会議法務官用の部内執務資料である。

大正15年以降、同様な謄写版判決要旨が編纂されたか否かは不明だが、のちに、昭和6年までの上告審判決に基づく判決要旨が活字版で編纂された。同じく高等軍法会議が編纂した『陸軍高等軍法会議判決要録』（昭和8年、東京衛戍刑務所印刷）である。これも、前掲『陸軍軍法会議判例集』全4巻（緑蔭書房）の一部として復刻されたことで、大原社研所蔵の謄写版①判決要旨と比較することができる。大正14年までの収録内容は若干数増えた。だが、活字版では被告人の姓名が伏されている。陸軍刑務所受刑者に印刷させたのだから、被告人姓名を伏せる必要があったのだろう。この点で、先の謄写版は、肉筆資料ゆえに、判決謄本と筆跡が一致することから高等軍法会議録事が制作したものと断定できる。大正15年以降に収録された年次別の件数と、同書で確認できる上告受理番号は以下のとおり。同じく同年次の処刑人数を参考に付す。

大正15年分	6件（大正15年（上）第5号～第15号）	同年の処刑人数825人
昭和2年分	19件（昭和2年（上）第1号～第24号）	同年の処刑人数756人
昭和3年分	4件（昭和3年（上）第1号～第7号）	同年の処刑人数722人
昭和4年分	14件（昭和4年（上）第2号～第16号）	同年の処刑人数682人
昭和5年分	5件（昭和5年（上）第1号～第11号）	同年の処刑人数547人
昭和6年分	4件（昭和6年（上）第1号～第6号）	同年の処刑人数504人

この間、処刑人数は漸減している。一審総件数も減少したと推定されるが、それ以上に摘録された上告判決が減少している。受理番号の欠号も多く、欠号の割合は約34%にも上る。この少ない件数では、隔年ごとに編纂してきた謄写版判決要旨は、大正14年分までで中断した可能性もある。そうだとすると、大原社研が所蔵する①判決要旨は、のちの活字版判決要録の原型資料として、いまのところ1点しか現存が確認されない原資料ということになる。

なお、①判決要旨表紙には、旧蔵者と見られる人物個人の印影がある。この印影を判読することができれば、旧蔵者の特定もできる。おそらく陸軍高等軍法会議法務官であろう。

さて、次の上告事件謄本綴りの内訳は以下のとおり。括弧内に、実際に上告審判決又は上告趣意書不提出による棄却決定がなされた件数を示す。

② 上告事件謄本綴り

大正12年	一審判決謄本又は上告趣意書謄本33件（上告判決又は決定30件） 上告審判決謄本7件 差し戻し審判決謄本3件
大正13年	一審判決謄本又は上告趣意書謄本21件（上告判決又は決定21件）
大正14年	一審判決謄本又は上告趣意書謄本19件（上告判決又は決定15件） 上告審判決謄本3件
大正15年	一審判決謄本又は上告趣意書謄本12件（上告判決又は決定8件）
昭和3年	一審判決謄本又は上告趣意書謄本5件（上告判決又は決定4件）

大正11年分と昭和2年分が欠けているのが誠に残念。昭和2年分には、北原泰作の昭和天皇直訴事件があった筈。だが、この5年間に上告審判決又は決定が下された事件のすべての一審判決又は上告趣意書が洩れなく編綴されている。②の上告事件謄本は、個々の法務官が自己の関心の範囲

でランダムに編綴したのではなく、上告事案を網羅的に編綴しているところに意味がある。その資料価値を幾つか具体的に指摘しておきたい。

1つめは、上告事件集として一審無罪判決から死刑判決まで、量刑の軽重を問わずに編綴されていること。一審無罪判決に対して検察官が提出した上告趣意書もあるし、平時の軍法会議では数少ない死刑判決には、当然に、被告人と弁護人から提出された上告趣意書が添付されている。一般刑事訴訟記録の法定保管期間は、量刑の軽重に応じて定められる。この当時、実刑判決原本の保管期間は永年保管であったが、罰金や無罪判決の場合の保管期間は短く、法定期間が過ぎれば廃棄される。軍法会議記録の保管期間が、一般刑事訴訟記録の扱いに準じたとすれば、一審無罪判決と、それに対する検察官上告趣意書、さらに上告審判決などが、現在の検察庁に引き継がれているとは考えにくい。もちろん、これは全国の地検に分散している1200簿冊すべてを精査しなければ分からないことだが、改正軍法会議法施行直後の上告事件につき、量刑の軽重を問わず、無罪判決から死刑判決までの事例を通覧する作業は、東京地検保管記録でさえ困難だろう。

2つめは、上告事件ゆえに一審師団が全国に及ぶこと。大正12年には、第1師団、第3師団、第4師団、第8師団、第9師団、第10師団、第14師団、第15師団、第16師団、第18師団、近衛師団、朝鮮軍。大正14年には、関東軍の一審記録もある。先に述べたとおり、現在の検察庁が保管する軍法会議記録は、現時点では全国12の地方検察庁に分散して保管されている。法務省刑事局に追照会したところ、12の地検とは、高等検察庁所在地の8つの地方検察庁に加え、青森、横浜、京都、長崎の4地検とのことであった。青森県には大湊、神奈川県には横須賀、京都府には舞鶴、長崎県には佐世保の各軍港があった。おそらく海軍軍法会議の記録が、この4地方検察庁の前身地方裁判所検事局に移管されたのであろう。高検所在地の主要8地方裁判所検事局に陸軍軍法会議記録、その他4地方裁判所検事局に海軍軍法会議記録が移管され、それぞれ現在の地検が継続保管してきたものと思われる。この他、広島県の呉も海軍鎮守府が置かれていた主要な軍港である。広島地検には、陸軍と海軍双方の軍法会議記録があると推定される。よって、海軍の記録は別として、改正法施行直後5年分の全国の陸軍師団に亘る上告事件を1ヶ所で通覧できる研究機関は、大原社研を措いてほかにない。

3つめは、一部ではあるものの、一審判決謄本、弁護人又は検察官による上告趣意書、高等軍法会議判決謄本に加え、差し戻し審又は移送審の判決謄本まで揃った例があること。これは改正法施行後の陸軍軍法会議の運用実態を研究する材料として、特に得がたい価値がある。具体例をあげると、松本清張著『昭和史発掘』（文藝春秋、2005年新装版）第1巻第1章に登場する、陸軍2等主計三瓶俊治さんべに対する収賄被告事件がある。史上に知られた人物なので、実名を記す。大正12年1月9日、第1師団軍法会議において、懲役8月未決参入60日・追徴金477円の判決があった。弁護人は花井卓蔵と奥田剛郎。花井は弁護士・代議士として、改正陸・海軍軍法会議法の起案と制定に深く関わったことでも知られる。その花井と奥田による上告趣意書謄本があり、高等軍法会議による上告審判決は、同年4月23日に言い渡された。結果は、原判決破棄・原審差し戻し。上告審の裁判官法務官は、のちに陸軍法務局長に就く中山庸次郎と、甘粕裁判で大杉栄とその甥橋宗一の遠縁にあたるとして忌避される小川関治郎。すなわち、小川関治郎は、高等軍法会議法務官と第1師団軍法会議法務官とを兼務する高官であった。差し戻し審は同年6月27日。量刑は一審判決と同

じだが、検事役の法務官と裁判官役の法務官は、原審とは別の法務官に交替している。三瓶の実刑が確定したことは疑いなく、関東大震災の渦中、懲役刑に服していたと考えられる。ところが松本清張は同書において、三瓶は不起訴処分であったと、筆をすべらせてしまった（同書26頁）。著名な『昭和史発掘』第1巻第1章の書き直しが迫られるのである。

さて、問題の甘粕裁判の一審判決謄本は、大正12年分の綴りに編綴された33件のうち、上告趣意書が存在せず、かつ上告審判決が下された形跡もない3件のうちの1件である。繰り返すが、この謄本は第1師団の録事が作成したものではなく、高等軍法会議の録事が作成したものである。なぜ一審謄本を再作成したのだろうか？ この謎を解くヒントは、先に示した大正12年の上告受理番号が第33号までであるにもかかわらず、実際の上告審判決は30件しかなく、受理番号に3件の欠号があることである。その欠号の数がぴったり符合する。3件のうち、他の2件の一審判決を見ると、それぞれ懲役3年と懲役6月。上告がなされた他の30件の一審判決と比較すると、執行猶予もつかない懲役刑判決ならば、上告申立をしても不思議ではなく、のちに上告を取り下げたための欠号であるならば、これらの謄本がここに編綴されたことには合理的な理由がある。甘粕裁判の場合、実刑が言い渡された甘粕正彦と森慶治郎は上告せず、無罪判決を受けた3人の相被告人は当然に上告はしない。しかしながら、他の上告事件を見ると、一審無罪判決に対しては、検察官はことごとく上告している。殺人の実行犯にもかかわらず、3人の無罪判決に対し、公判で実刑を求刑した検察官が上告を申し立てない方がおかしいのである。しかし、この場合、検察官がいったん上告を申し立てたとしても、軍上層部から上告取り下げを命令されたとすれば、陸軍法務官山田喬三郎に抵抗する術はない。もちろん、この推理はあくまで仮説ではあるが、第1師団の一審で確定したとされる甘粕裁判の判決謄本が、高等軍法会議録事の手により再作成され、上告事件集に編綴された合理的理由が他にあるだろうか？

ともあれ、これらの謄本綴りは上告審たる高等軍法会議の執務資料であったところに意味がある。では、判例法の意義を持つ、高等軍法会議判例集が公刊されたことはないのかというと、これは、憲警研究学会編『陸軍高等軍法会議判例集』（大学書房、昭和7年）がある。これも前掲緑蔭書房復刻版に収録されたので、容易に利用できるようになった。この活字版『判例集』（昭和7年）と高等軍法会議が編纂した活字版『判決要録』（昭和8年）とが対になって、陸軍高等軍法会議の運用概要が分かるのだが、この『判例集』編集者は、被告人の姓名を偽名に置き換えただけでなく、一審師団名、被告人所属部隊名、関与法務官、判士、弁護士、証人、被害者の姓名のすべてを伏せてしまった。これでは具体的な判例研究資料としては、情報が少なすぎる。

むしろ、軍法会議記録とはいえ、刑事事件における個人情報扱いに慎重さが求められるのは当然である。だが、当事者の姓名が特定できなければ分からない知見もある。次項で、一切のマスクがない原資料ゆえに得られた知見を紹介して、大原社研所蔵記録の資料価値を補足したい。

2 川内唯彦のケース

川内唯彦は第1次共産党に参加し、コミンテルン第4回大会に派遣された経歴を持つ。帰国後、大正12年6月5日に発生した第1次共産党事件に連座し、『日本政治裁判史録／大正』（第一法規、

1969年)では、判決言い渡し日は不明なものの、同裁判で禁錮刑が確定したと言われている。近代社会運動史研究ではよく知られた人物なので、ここでも実名で紹介する。

大原社研所蔵上告事件謄本綴り大正15年分のなかに、その川内が治安警察法と出版法違反に問われた軍法会議の一審判決謄本がある。第1次共産党事件とは別の事件である。一審は福岡県久留米に司令部を置く、陸軍第12師団軍法会議。判決言い渡しは大正15年3月24日。判決は、執行猶予のつかない禁錮6月未決参入90日、罰金20円。謄本は同年4月6日付で、高等軍法会議録事が再作成したものである。当然に、川内は判決を不服として上告申立をしたのであろう。第12師団軍法会議が作成した一審判決原本又は謄本は、現存するとすれば、現在の福岡地方検察庁に保管されている。だが、他の上告記録には添付されている上告趣意書が見当たらず、上告審判決も見当たらない。この事件と記録の背後にいかなる事情があるのだろうか。

当該判決謄本によると、川内が問われた容疑は以下のとおり。川内唯彦は、大正13年12月30日、下関重砲兵聯隊に1年志願兵として入営し、翌大正14年11月30日除隊。入営前の大正13年10月、末吉一二らと全九州無産青年同盟の組織化を企図し、規約・趣意書などを起草・印刷した。同年10月8日、熊本の田代倫方で準備会を開き、大正14年1月5日、やはり熊本で創立総会を準備するが、警察の警戒が厳しく、大会は成立しなかった。このうち、無産青年同盟設立準備が治安警察法に触れ、規約・趣意書の無届け印刷が出版法に触れるというのであった。

第12師団軍法会議の一審判決は大正15年3月24日、禁錮6月未決参入日数90日を勘案すると、川内は大正14年11月30日の除隊直後に憲兵に拘束され、第12師団軍法会議に連行されたと思われる。兵役をおえて営門を出たところに、憲兵が待ち構えていたのだろうか。ところが、ここで疑問が浮かぶ。当時、川内は第1次共産党事件の被告人でもある。東京地裁の第1回公判は大正14年4月7日、判決公判は同年8月20日。この間、川内は兵役服役中だから、他の相被告人と一緒に判決を受けることはない。森長英三郎著『新編史談裁判(二)』(日本評論社、1984年)においても、期日は不明だが、川内は相被告人とは別に判決言い渡しを受け、一審判決に従ったとされている。川内が下関重砲兵聯隊除隊直後に第12師団に連行されたとの推定に誤りがなければ、川内に対する東京地裁の第1次共産党事件判決言い渡しは、軍法会議判決より後でなければならない。しかも、軍法会議判決は禁錮6月未決参入90日だから、少なくとも残り3月の禁錮刑に服さなければならない。軍法会議での禁錮刑3月は、何時どこの刑務所で受刑したのだろうか？ また川内に対する第1次共産党事件の判決言い渡しが何時行われ、その判決(おそらく禁錮8月未決参入120日)による禁錮刑は、何時どこの刑務所で受刑したのか？

大原社研所蔵の『陸軍高等軍法会議上告事件判決要旨』は、大正14年までしかない。そこで、他に手がかりがないかと探してみたところ、その答えは前掲憲警研究学会編『陸軍高等軍法会議判例集』にあった。上告受理番号「大正15年(上)第4号」、「上告人ハ法定期間内ニ上告趣意書ヲ差出ササルヲ以テ……本件上告ハ之ヲ棄却ス」。高等軍法会議の棄却決定日は大正15年5月11日。やはり、川内が上告申立をしたことは事実であったが、上告趣意書を提出できず、一審が確定したのであった。(ここで補足しなければならないことがある。同『陸軍高等軍法会議判例集』は、先に見たように、編集者が被告人姓名を偽名に置き換え、所属部隊も伏せている。同書の編集者が創作した被告人名「安西末雄」が川内の偽名であることは、本籍地住所と生年月日が一審判決と一致

することで特定できたのである)。しかし、高等軍法会議の棄却決定までは判決は確定せず、刑を執行することはない。3月24日の第12師団判決から5月11日の高等軍法会議決定までの、川内の所在は不明。仮説を述べるならば、久留米から市谷刑務所に護送され、東京地裁での第1次共産党事件の分離公判と判決言い渡しに臨んだ可能性がある。保釈中に、同じ治安警察法違反で軍法会議の実刑判決を受けたのだから、第1次共産党事件での保釈は取り消される。川内が軍法会議に対して上告趣意書を書けるとすれば、その場所は市谷刑務所の未決監房しかなく、高等軍法会議への上告趣意書を執筆できなくてもやむを得ない。

第1次共産党事件の川内に対する分離公判と判決の詳細が不明なため、上記の推理はあくまで仮説に過ぎないが、確実に言えることは次のとおり。川内は、大正13年2月13日、東京地裁の第1次共産党事件の予審終結決定後、保釈中に郷里九州で無産青年同盟の組織化を図り、同年12月30日から大正14年11月30日まで入営。除隊直後に第12師団軍法会議に4ヶ月拘束され禁錮6月（未決参入90日）の判決、その後再び第1次共産党事件のため東京地裁に召喚され、やはり禁錮刑が確定した。禁錮刑に服した刑務所がどこか不明だが、軍法会議と東京地裁の連続審判、衛戍刑務所または衛戍拘禁所と普通刑務所での連続服役を経験したと推定される。寡聞にして、このような体験例がほかにあるか否かは知らない。極めて稀な体験であろうと思う。寡黙な川内は、コミンテルン第4回大会派遣の体験談も残さなかったが、両者ともに破廉恥罪などではなく、明白な思想事件なのだから、せめて連続審判の体験を書き残して貰いたかったと思う。大原社研所蔵の軍法会議記録の活用はこれからである。

3 その他の大原社研所蔵軍法会議資料

ここでは、大原社研が所蔵する、その他の軍法会議資料を紹介する。「記録」ではなく「資料」と称する理由は、前項で述べた記録謄本ではなく、コピーだからである。大原社研も入手経路が不明とのこと。資料は2種あり、1つは、陸軍第1師団軍法会議に判士として参加した、神保信彦歩兵大尉による、自らが審判に加わった3件の判決コピー集。表紙に「昭和5年以降 我判決文 第1師団軍法会議判事／神保大尉」との筆書きがある。3件の概要は以下のとおり。思想事件ばかりなので、これも被告人姓名を記す。

昭和5年12月9日、新聞紙法違反及出版法違反被告事件

被告人金澤祐之 罰金40円

昭和8年5月13日、治安維持法違反被告事件

被告人三浦秀雄 懲役2年執行猶予5年

昭和7年12月5日、治安維持法違反被告事件

被告人吉野源三郎 懲役2年執行猶予4年

軍法会議録事が作成した謄本ならば、判決日とは別に謄本作成日も記されるが、それはない。これら3件の元資料はいずれも陸軍用箋が使用されているから、軍関係者が筆写したものだが、公印もなく録事が作成したとは言えず、それゆえ判決謄本とは言えない。「記録」ではなく「資料」と言い換えるのはそのためである。このうち、吉野源三郎の資料は、まったく同じものが、みずず書

房の『続・現代史資料6 軍事警察』(1982年)に収録されている。同書には資料源が示されておらず、みずず書房が大原社研所蔵資料を複製したのか、またはその逆なのかも現時点では不明。だが、神保大尉が「我判決文」と書き残したくらいだから、法務官ではない現役軍人判士もまた、軍法会議に臨むことは印象に残る軍務であったのかも知れない。

もう1つの資料は、海軍軍法会議判決原本のコピーである。こちらも入手経路は不明だが、海軍用箋が用いられ、軍法会議公印と裁判官全員の署名押印がなされている。紛れもなく判決原本のコピーである。こちらも思想事件なので、被告人姓名を記す。

昭和8年4月22日、横須賀鎮守府軍法会議判決 治安維持法違反被告事件

被告人西氏恒次郎、河田毅、吉原義次

恒次郎、毅は懲役3年6月未決参入30日

義次は懲役3年未決参入30日

被告人のうち西氏恒次郎^{にしうじつねじろう}は、明治44年3月8日生まれ。大正12年3月、尋常小学校を卒業後、印刷職工に就き、関東印刷労働組合に加盟し、共産主義思想に触れる。昭和3年3月、外国航路の船員になり日本海員組合刷新会に加盟。寄港地の外国人共産主義者と接触し、日本の解放運動犠牲者救援会と海外の救援会をつなぐ役割も果たした。例えば、山代巴・牧瀬菊枝著『丹野セツ 革命運動に生きる』(勁草書房、1969年)には、昭和4年1月、市谷刑務所に収監された丹野セツが渡邊政之輔の母テフに宛てた手紙が収録されている。この手紙は日本の解放運動犠牲者救援会が、特高警察の没収を警戒し、西氏恒次郎に託してアメリカ共産党の婦米日系2世カール・ヨネダに届けたことにより保存されたという(同書178頁)。実際に、その手紙には、救援会の受付印と、カール・ヨネダの署名がある。西氏は徴兵適齢の20歳を迎えた昭和6年12月、海軍で兵役に就くため海員生活を中断し、翌昭和7年1月、横須賀海兵団に入営した。そこで、河田毅、吉原義次と共鳴し、共産主義思想を軍内で広めようとしたというのが、判決に示された容疑である。判決の末尾には、昭和9年、減刑令により、西氏と河田は懲役2年7月22日に、吉原は懲役2年3月7日に減刑されたことを示す注記がある。この減刑の注記は、判決原本だけに記される。この資料が原本のコピーであることは疑いない。西氏らの減刑刑期を勘案するならば、この被告人たちは、昭和10年末に懲役刑の服役を終え、その後残余の兵役に服したとすれば、昭和12年頃には社会復帰したものと推定される。

なお、カール・ヨネダの自著『がんばって』(大月書店、1984年)によると、ヨネダは昭和4年(1929)4月、日本に居る母親に会うため、一時アメリカから日本に入国した際、前記の解放運動犠牲者救援会本部に立ち寄ったと回想している(同書49頁)。ヨネダと西氏に接触があったことは十分に考えられる。

これら2種の陸軍と海軍の軍法会議資料は思想事件に関するもので、それゆえ大原社研にたどりついたのであろう。大原社研所蔵の軍法会議記録と資料は、先の陸軍軍法会議だけではなく、海軍軍法会議も含む。複製資料にも、さまざまな研究の手がかりがある。

4 軍法会議記録の保管履歴

先に述べたとおり、2014年8月25日、法務省刑事局は、軍法会議記録を検察庁が保管している経緯は不明と記者発表したが、その答えの一部は、昭和23年9月に厚生省復員局が編纂した前掲調書『陸軍軍法会議廃止に関する顛末書』「別表」に明記されている。

昭和21年5月18日、軍法会議法及び復員裁判所令の廃止により、内地の陸軍軍法会議記録は、東京刑事地裁、札幌地裁、仙台地裁、名古屋地裁、大阪地裁、広島地裁、高松地裁、福岡地裁の各検事局に、陸軍高等軍法会議記録と二・二六事件のために設けられた東京陸軍軍法会議記録は大審院検事局に移管された。うち、福岡地裁検事局だけは昭和21年10月21日に移管。東京刑事地裁に移管された第1師団、及び東部軍の記録のうち昭和17年以前の判決原本は戦災で焼失。近衛師団軍法会議のうち昭和12年以前の判決原本も戦災で焼失。大正12年の第1師団甘粕裁判について、判決原本は現存せず、謄本しかないのは原本が戦災で焼失した為であった。また、広島地裁に移管されるべき広島師団軍法会議記録は、すべて戦災で焼失したと記されている。もちろん原爆による焼失である。

戦地における臨時軍法会議記録のほとんどは戦局悪化時に焼却処分されたが、焼却を免れた残余の記録は、東京刑事地裁検事局に移管された。現在の東京地検が保管する記録のなかに、その戦地における臨時軍法会議記録が存在するだろうが、戦地での判決は死刑が多いとも伝えられている。陸軍刑法においては、敵前逃亡や利敵行為のほとんどは死刑だからである。死刑判決の場合、判決から100年間は国立公文書館に移管されない。具体的研究の必要がある場合、あと数十年は、東京地検に閲覧申請するほかに手段がない。

この他、沖縄の第32軍臨時軍法会議記録の移管庁について、この調書には一切言及がない。当然に沖縄戦での焼失という事態が想像されるし、焼失を免れたとしても、米軍軍政下の沖縄に日本政府の施政権は及ばない。昭和23年の厚生省復員局の調書に記載がないのは理由があるとしても、沖縄での軍法会議記録は現存するのだろうか？『季刊 戦争責任研究』第79号（日本の戦争責任資料センター、2013年春季号）に掲載された、林博史氏の「【資料紹介】第三二軍（沖縄）臨時軍法会議に関する資料」によると、第32軍の現地記録はすべて法務部員によって焼却されたようだが、「判決写しに基づく資料」が一時期、厚生省第一復員局にあったともいう。ようやく、軍法会議記録に新たな光が当てられたのだから、日本政府は、沖縄第32軍の軍法会議記録の所在について調査し、その結果を公表すべきであろう。

海軍軍法会議記録につき、厚生省が、陸軍と同様な調書を編纂したか否かは現時点では不明。だが、先に見たとおり、現在の青森地検、横浜地検、京都地検、長崎地検、及び広島地検が保管する軍法会議記録は、海軍の記録であろう。前項の西氏恒次郎らに対する横須賀鎮守府軍法会議記録が現存するとすれば、それは横浜地方検察庁である。

なお、防衛研究所所蔵の陸軍省大日記に次の通牒がある。「陸軍高等軍法会議検察官へ判決謄本送付ノ件」（大正11年陸普第2229号）。これは、改正軍法会議法施行に伴い、各師団軍法会議法務官に対して、確定した一審判決謄本を高等軍法会議検察官に送付すべきことを命じたものである。

この通牒に従って高等軍法会議に送付された一審判決謄本が現存するならば、原爆で焼失した広島師団、及び沖縄戦で焼却された第32軍の記録を補うことができる。

おわりに

刑事訴訟記録の閲覧に関する法制度は、長く整備されて来なかった。旧法制では、裁判所と検事局は一体であったから、記録の保管についての問題はなかったが、部外の研究者に閲覧の手段はなかった。戦後、裁判所と検察庁が分離したことにより、今度は刑事訴訟記録はどちらが保管するかという問題が生じた。昭和22年5月の憲法施行に遅れ、昭和24年1月に施行された現行改正刑事訴訟法第53条に、その痕跡が残っている。

刑事訴訟法第53条4項 訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

本来なら、この改正刑事訴訟法において、保管と閲覧について規定すべきところ、裁判所と検察庁の間で合意に至らず、「別に法律でこれを定める」と、問題を先送りしたのであった。そして、その後約40年間、その別の法律を起案せず、日弁連の竹澤哲夫弁護士らの尽力で、昭和63年に施行されたのが、刑事確定訴訟記録法である。ここで、刑事訴訟記録は検察庁が保管するとの決着がつき、部外の研究者に、ようやく重要記録閲覧の道が開かれた。それが記録法第9条による刑事参考記録の規定である。刑事参考記録とはあまりインパクトのある名称ではないが、その第9条の規定は重い。曰く「法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする」。「同2項 法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる」。すなわち、近代刑事裁判史上の重要記録は永年保管し、学術研究者には閲覧を許可することが法制化されたのである。

刑事参考記録なる法令用語が出現したのは、この記録法がはじめてだが、大正7年の民刑訴訟記録保存規程に類似の規定がある。下線に注目。「第40条 重要ナル事件ノ記録ニシテ史料又ハ後日ノ参考ト爲ルヘキモノハ保存期間満了ノ後ト雖引続キ之ヲ保存スヘシ／前項ノ記録ハ特別ニ保管シ相当ナリト認ムルトキハ之ヲ本省ノ保管ニ移スヘシ」。

筆者が複数の検察庁で閲覧した刑事参考記録は、ともに大正期の記録で、その記録には、司法省の管理番号が付され、昭和8年に当該地方裁判所検事局から司法省刑事局に移管されたことを示す証拠があった。そして、昭和63年の記録法施行後、55年ぶりに法務省刑事局から元の一審庁に再移管されたのである。

現在は東京地検が保管している二・二六事件記録につき、前掲厚生省の調書は、この記録は昭和21年5月に、大審院検事局に移管されたと記している。だが、北博昭氏は、同記録は、昭和20年12月、東京裁判の参考資料として連合軍に押収された後、昭和22年9月、司法省刑事局を経て東京地検に引き継がれたとする資料を提示された（『中央公論』1991年3月「二・二六事件正式裁判文書は現存していた」）。この間の事情は分からない。ともあれ、二・二六事件記録が研究者に閲覧

する道が開かれたのは、記録法の施行と同第9条が規定する、刑事参考記録の1つに指定されたことによるものであった。

軍法会議記録は、軍法会議法と復員裁判所令の廃止にともない、記録保管庁（陸・海軍省、第一・第二復員省）が消滅したため、やむを得ず復員裁判所から普通裁判所検事局に移管されたものである。法務省刑事局と検察庁が意図的に隠して来たとは言えない。だが、昭和24年施行の改正刑事訴訟法第53条が明文規定した、記録閲覧に関する「別の法律」を約40年間起案せず、先送りして来たことは事実である。これは、最高裁判所、最高検察庁、法務省刑事局、立法府を含む司法の怠慢と指摘せざるをえない。そのことが結果的に、重要刑事訴訟記録と軍法会議記録の閲覧と研究を阻んで来たのだから。

先に述べたように、2015年度から数年間をかけて、死刑判決以外の軍法会議記録は国立公文書館に移管される。東京への歴史資料の一極集中化に問題はあるが、これまでより閲覧のハードルは低くなる。そのことに異論はないが、個人情報の扱いにつき、留意すべきことがある。もちろん、旧法制下の軍法会議記録とはいえ、広い意味での刑事訴訟記録である。被害者の姓名などが記録に明記されている場合、慎重な対応が求められることは言うまでもない。しかしながら、甘粕事件のように、被害者が著名な思想家である大杉栄、伊藤野枝夫妻に加え、その甥たる幼児橘宗一の姓名がマスクされるようなことがあったならば、それは国立公文書館に移管すること自体に異論が生まれる。ケース・バイ・ケースの判断が必要である。筆者も、甘粕事件記録を含め、被告人の本籍地住所を公開すべきかどうか躊躇するところはあるが、被告人の姓名、適用罪名、判決量刑など、判例研究の材料として不可欠な情報までマスクされると資料価値がなくなる。ことに、憲警研究学会編『陸軍高等軍法会議判例集』（昭和7年）のごとく、被告人姓名の偽名化だけでなく、関与した判士、法務官、一審師団名、所属部隊名にまで伏せ字を施したことは、いかに検閲制度下の刊行物とはいえ、論外な愚挙と言わなければならない。

国立公文書館は、最低限でも個人情報にマスクをする必要があるとすれば、原本とは別のマスクコピーを準備しなければならない。そうすると、記録原本の体積と同じ分量のコピー資料が必要となり、そのための作業量も膨大になり、結果的に記録原本が封印されてしまう虞が生じる。

死刑判決を含む軍法会議記録が検察庁の手許にある間は、それが全国12ヶ所の地検に亘るとはいえ、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧申請が可能だが、国立公文書館に移管されると、記録原本にアクセスする機会が失われるかも知れない。その場合、検察庁から国立公文書館へ移管することは情報公開にはつながらず、国民の文化遺産を封印することを意味する。少なくとも、従前どおり研究者には原本にアクセスする道を残せないものか。加えて、法務省刑事局と検察庁、及び国立公文書館には、マイクロフィルム化又はデジタルデータ化など、記録原本に替わりうるバックアップデータの保全、及びその保全データを危機管理の為、各都道府県の公文書館等に分散保管することを要望したい。

歴史的文化遺産たる記録原本を毀損することなく、原本閲覧の道を残し、なおかつ個人情報に配慮した公開方法につき、国立公文書館は熟慮に熟慮を重ねて貰いたい。今はまだ移管されてはならず、法務省刑事局と学術研究者の見解に耳を傾ける時間の余裕はある。

（ひろはた・けんじ 日本近代史研究者）